昭27.2.14.

官報

毎日文書

明治五十五年三月三十一日第三種郵便物認可

主要目次

省令

○米国対日援助見返資金に関する帳簿の様式及び記入の方法並びに書類の様式を定める省令の一部改正　二八一頁

○繭糸価格安定法施行規則　二八三

○繭糸調査規則　二八四

省令、本部令

○外国郵便為替料金規則の一部改正　二八四

告示

○無線局承認　二八五

○福井銀行第十五回福福定期預金の細目等　二九〇

○米国対日援助見返資金の運用の手続を定める省令に基き、援助資金中小企業貸付の取扱金融機関指定　二九一

○繭糸価格安定法施行令第四條第二項の基準　二九一

○本邦と外国郵便為替を交換する国等に関する件の一部改正　二九一

○新潟都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定　二九二

省令

◉大蔵省令第七号

米国対日援助見返資金特別会計令（昭和二十四年政令第二百三十五号）第十一條の規定に基き、米国対日援助見返資金に関する帳簿の様式及び記入の方法並びに書類の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日

大蔵大臣　池田　勇人

米国対日援助見返資金に関する帳簿の様式及び記入の方法並びに書類の様式を定める省令の一部を改正する省令

米国対日援助見返資金に関する帳簿の様式及び記入の方法並びに書類の様式を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一号書式を次のように改める。

第一号書式

某年度米国対日援助見返資金会計日記簿

月日	原丁簿数	原簿科目	補助丁簿数	諸勘定 借	諸勘定 貸	援助資金預金（歳入歳出金）借 歳入	援助資金預金（歳入歳出金）借 歳入外	援助資金預金（歳入歳出金）貸 歳出	援助資金預金（歳入歳出金）貸 歳出外
		援助資金預金（歳入歳出金）				○			
		資金					○		
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		資金							
		金							
		援助資金預金（歳入歳出金）						○	
		短期証券保有原価							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		（短期証券損益）							
		短期証券保有原価							
		短期証券経過割引料							
		短期証券損益							
		援助資金預金（運用資金）							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		援助資金預金（運用資金）							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		援助資金預金（運用資金）							
		国債等証券							
		証券経過利息							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		（証券売却等損益）							
		国債等証券							
		証券経過利息							
		（証券売却等損益）							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		証券利息							
		証券経過利息							
		優先株式							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		優先株式							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		優先株式配当金							
		出資金							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		出資金							
		貸付元金							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		貸付元金							
		援助資金預金（歳入歳出金）							
		貸付金利息							
		貸付金経過利息							
		援助資金預金（運用資金）							

管理費	償却費（調査開始時に新たに同種類の建物を作るとした場合の費用に一定の率を乗じて得た額） 修繕費（調査期間中に要した修繕費を加味した額） 期間費（調査期間中に要した修繕費に調査期間中に要した修繕費を加味した額） 賃貸料（購入した農具について新たに作る場合の費用に一定の率を乗じて得た額） 賃借料（購入した農具について新たに作る場合の費用に一定の率を乗じて得た額） 運賃（購入した農具について新たに作る場合の費用に一定の率を乗じて得た額） 荷造費（購入した農具について新たに作る場合の費用に一定の率を乗じて得た額） 保管料（購入した農具について新たに作る場合の費用に一定の率を乗じて得た額） 雑費（購入した農具について新たに作る場合の費用に一定の率を乗じて得た額）
運用資金	運用資金（歳入歳出金） 運用資金預金（歳入歳出金） 運用資金預金（歳入歳出金） 運用資金預

昭27.2.14. 第7529号

◉農林省令第五号

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十四條第一項並びに繭糸価格安定法施行令（昭和二十七年政令第二十一号）第四條第一項及び第五條の規定に基き、繭糸調査規則を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　農林大臣　広川　弘禪

繭糸調査規則

第一章　繭生産費調査

（調査客体）

第一條　繭生産費調査は、農林大臣の定める方法で選定した養蚕業者（以下「選定養蚕業者」という。）の生産する上繭について行う。

（調査事項）

第二條　繭生産費調査は、左の各号に掲げる事項について行う。

一　蚕種費
二　共同飼育費
三　肥料費
四　諸材料費
五　防除費
六　桑樹成園費
七　建物費
八　農蚕具費
九　畜力費
十　労働費
十一　賃料料金
十二　資本利子
十三　地代
十四　租税課金
十五　副収入
十六　繭生産高

2　前項の事項（資本利子、地代、租税課金及び繭生産高を除く。）の内容は、繭糸価格安定法施行規則（昭和二十七年農林省令第四号。以下「規則」という。）第五條に規定する通りとする。

3　第一項の資本利子、地代、租税課金及び繭生産高の内容は、左表の通りとする。

事項	内容
資本利子	投下資本額に別に定める率を乗じて得た額
地代	小作地（借入地を含む。）については実納小作料（実納賃借料を含む。）に養蚕負担割合を乗じて得た額
租税課金	国税、都道府県税、市町村税、公課及び負担額に養蚕負担割合を乗じて得た額
繭生産高	上繭、玉繭及び屑繭の生産高

4　第一項の事項の細目は、農林大臣の定める繭生産費調査簿による。

（調査方法）

第三條　繭生産費調査は、選定養蚕業者による繭生産費調査簿の記入及び統計調査事務所出張所の職員の面接調査の方法によつて行う。

（申告の義務）

第四條　選定養蚕業者は、第二條第一項の事項に関し繭生産費調査簿に記入し、農林大臣の定める期限までにこれを統計調査事務所出張所長に申告しなければならない。

2　前項の者は、前條の面接調査において、第二條第一項の事項に関して質問されたときは、口頭で申告しなければならない。

（報告）

第五條　統計調査事務所出張所長は、前條第一項の規定により提出された繭生産費調査簿を審査し、これに基いて繭生産費個別結果票を作成し、農林大臣の定める期限までにこれを統計調査事務所長に提出しなければならない。

2　統計調査事務所長は、前項の規定により提出された繭生産費個別結果表を審査し、これに基いて繭生産費集計表を作成し、農林大臣の定める期限までにこれを農林大臣に提出しなければならない。

（結果表の作成）

第六條　農林大臣は、前條第二項の規定により提出された繭生産費集計表を審査集計し、結果表を作成する。

（秘密の保持）

第七條　統計調査事務所及び統計調査事務所出張所の職員以外の者は、繭生産費調査簿を閲覧又は使用してはならない。但し、当該選定養蚕業者についての繭生産費調査を担当する統計調査事務所長の承認を得たときは、この限りでない。

第二章　生糸製造販売費調査

（調査客体）

第八條　生糸製造販売費調査は、農林大臣の定める方法により選定した器械生糸製造工場（以下「選定工場」という。）において生産される器械生糸について行う。

（調査事項）

第九條　生糸製造販売費調査は、左の各号に掲げる事項について行う。

一　原料繭副費
二　燃料費
三　補助材料費
四　労務費
五　経費
六　一般管理費
七　販売費
八　支拂利子
九　副収入
十　原料繭代

2　前項の事項（経費及び原料繭代を除く。）の内容は、規則第六條に規定する通りとする。

3　第一項の経費及び原料繭代の内容は、左表の通りとする。

事項	内容
経費	厚生費、法定福利費、支拂賃借料、支拂保険料、支拂繭保管料、支拂修繕料、支拂電力料、支拂通信料、租税課金、旅費交通費、募集費、減価償却費、交際費、雑費、雑損
原料繭代	原料繭の購入代金その他その購入に要した費用

4　第一項の事項の細目は、農林大臣の定める生糸製造販売費調査簿による。

（調査方法）

第十條　生糸製造販売費調査は、選定工場を経営する器械生糸製造業者による生糸製造販売費調査簿の記入の方法によつて行う。

（申告の義務）

第十一條　選定工場を経営する器械生糸製造業者は、第九條の事項に関し生糸製造販売費調査簿に記入し、その選定工場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して農林大臣の定める期限までにこれを農林大臣に申告しなければならない。

第三章　生糸需給調査

（調査の期日）

第十二條　生糸需給調査は、毎月末日現在によつて行う。

（申告の義務）

第十三條　左表の上欄に掲げる者は、その生糸工場又は営業所ごとに、同表下欄に掲げる事項を、農林大臣の定める期限までにこれを農林大臣に申告しなければならない。

申告義務者	申告事項
一　器械生糸製造業者	従業員の稼働状況、生糸製造設備の状態、原料繭の需給状況、生糸及びその副産物の生産状況、電力及び燃料の消費状況
二　摩擦生糸製造業者、玉糸製造業者	従業員の稼働状況、生糸製造設備の状態、原料繭の需給状況、生糸及びその副産物の生産状況
三　生糸の仲買人又は取引所の業務を営んでいる者（以下「生糸売買業者」という。）、生糸輸出業者	生糸の入荷状況、生糸の引渡状況、生糸の在庫状況

2　二以上の工場につき器械生糸製造業を営む者は、前項の規定による申告の外、そのすべての器械生糸製造工場についての同項の申告事項をとりまとめ、農林大臣の定める期限までにこれを農林大臣に申告しなければならない。

第十四條　前條の規定による申告は、あらかじめ農林大臣が配布する生糸需給調査票に調査事項を記入し、これを農林大臣に提出してするものとする。

2　前條第一項の規定により申告をする場合には、同項の表の第一号及び第二号に掲げる者並びに生糸売買業者にあつてはその工場又は営業所の所在地を管轄する都道府県知事を、生糸問屋及び生糸輸出業者にあつてはその営業所のもよりの国の生糸検査所長を経由するものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　蚕糸調査規則（昭和二十一年農林省令第三十四号）は、廃止する。

省令

本部令

◉郵政省令
経済安定本部令第二号

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第六條の規定に基き、外国郵便為替料金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日

郵政大臣　佐藤　栄作
経済安定本部総裁　吉田　茂

外国郵便為替料金規則の一部を改正する命令

外国郵便為替料金規則（昭和二十六年郵政省令第五号）の一部を次のように改正する。

郵政省令
経済安定本部令

別表ローロッパの項中国別の欄のギリシャ国の次に「オランダ国」を加える。

附　則

この命令は、昭和二十七年二月十五日から施行する。

告示

◉電波監理委員会告示第五百六十六号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇四二の三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所
移動体の種別　可搬
移動範囲　全国
常置場所　東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地　北緯三五度四〇分　東経一三九度四五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JP2AA　F三（三一・五Mc、三三・五Mc、三九・七Mc）　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百六十七号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇四三の三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所
移動体の種別　可搬
移動範囲　全国
常置場所　東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地　北緯三五度四〇分　東経一三九度四五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JP2AC　F三（三一・五Mc、三三・五Mc、三九・七Mc）　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百六十八号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇四四の三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所
移動体の種別　可搬
移動範囲　全国
常置場所　東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地　北緯三五度四〇分　東経一三九度四五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JP2AB　F三（三一・五Mc、三三・五Mc、三九・七Mc）　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百六十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇四五の三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AD F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 ベクトル合成 二五W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇四六の三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AE F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 ベクトル合成 二五W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十一号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇四七の三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AD F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 ベクトル合成 二五W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十二号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇四八の三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AF F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 ベクトル合成 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十三号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇四九の三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AG F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 ベクトル合成 二五W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十四号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇四九の三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。

五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AH F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 一W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十五号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇五〇の三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AI F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 一W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十六号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇五一の三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AJ F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 ベクトル合成 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十六号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第一〇五二の三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的 警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項 1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国
常置場所 東京都千代田区霞ケ関一丁目二番地 北緯三五度四〇分 東経一三九度四五分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AK F三 (三一・五Mc 三三・五Mc 三九・七Mc) 水晶発振 ベクトル合成 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第五百七十七号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇五三の三号
二 承認を受けた者　国家公安委員会
三 無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所　移動範囲　全国
移動体の種別　可搬
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AL　F三　一・五Mc　三・五Mc　九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　二五W
十 空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百七十八号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日
一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇五四の三号
二 承認を受けた者　国家公安委員会
三 無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所　移動範囲　全国
移動体の種別　可搬
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AM　F三　一・五Mc　三・五Mc　九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十 空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百八十号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日
一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇五五の三号
二 承認を受けた者　国家公安委員会
三 無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所　移動範囲　全国
移動体の種別　可搬
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AN　F三　一・五Mc　三・五Mc　九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十 空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百七十九号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日
一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇五六の三号
二 承認を受けた者　国家公安委員会
三 無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所　移動範囲　全国
移動体の種別　可搬
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AO　F三　一・五Mc　三・五Mc　九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十 空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百八十一号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日
一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇五七の三号
二 承認を受けた者　国家公安委員会
三 無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所　移動範囲　全国
移動体の種別　可搬
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AP　F三　一・五Mc　三・五Mc　九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十 空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百八十二号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日
一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇五八の三号
二 承認を受けた者　国家公安委員会
三 無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所　移動範囲　全国
移動体の種別　可搬
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AQ　F三　一・五Mc　三・五Mc　九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十 空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百八十三号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日
一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇五九の三号
二 承認を受けた者　国家公安委員会
三 無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所　移動範囲　全国
移動体の種別　可搬
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AR　F三　一・五Mc　三・五Mc　九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　二五W
十 空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百八十四号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十四日
一 承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇六〇の三号
二 承認を受けた者　国家公安委員会
三 無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四 無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五 通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六 通信事項
1. 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
2. 実用化試験に必要な事項
七 承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所　移動範囲　全国
移動体の種別　可搬
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AS　F三　一・五Mc　三・五Mc　九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十 空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一 運用許容時間　常時

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AS　F三　三一・五Mc　三三・五Mc　三九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　二五W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第五百八十五号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第一〇六一の三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　警察事務に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項　1.警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　移動休の種別　可搬　移動範囲　全国　常置場所　東京都千代田区霞ヶ関一丁目二番地　北緯三五度四〇分　東経一三九度四五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JP2AT　F三　三一・五Mc　三三・五Mc　三九・七Mc　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ、ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◎大蔵省告示第二百七十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福井銀行第十五回福福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福井銀行第十五回福福定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十六日から同年四月十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数
幸運賞	三〇〇〇〇〇〇円　一本
一等	一〇〇〇〇〇　九
二等	一〇〇〇　一〇〇
三等	五〇〇　五〇〇
四等	一〇〇　五〇〇〇
五等	四〇　四四、三二〇
六等	三〇　五〇〇、〇〇〇
計	

◎大蔵省告示第二百七十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、北陸銀行第十一回ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　北陸銀行第十一回ほがらか定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十六日から同年四月十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数
幸運賞	三〇〇〇〇〇〇円　一本
一等	一〇〇〇〇〇　九
二等	一〇〇〇　一〇〇
三等	五〇〇　五〇〇
四等	一〇〇　五〇〇〇
五等	四〇　四四、三二〇
六等	三〇　五〇〇、〇〇〇
計	

◎大蔵省告示第二百七十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福井銀行第十五回福福定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十六日から同年三月十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各七組につき次のとおりとする。但し、特等A及び特等Bは、一等のうちから定める。

等級	割増金当せんの数
特等A	二〇〇、〇〇〇円　一本
特等B	五〇、〇〇〇　三
一等	二〇、〇〇〇　三
二等	一〇、〇〇〇　七
三等	一、五〇〇　二一
四等	五〇〇　七〇
五等	二〇〇　七〇〇
六等	一〇〇　七〇〇
七等	五〇　三、五〇〇
八等	二〇　七〇、〇〇〇
計	六二五、六九五　七〇〇、〇〇〇
五　抽せん期日	昭和二十七年三月二十九日
六　割増金の支拂開始期日	昭和二十七年四月七日
七　預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第二百七十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十四回大東宝定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十四回大東宝定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年三月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円　一本
一等	一〇、〇〇〇　二
二等	一、〇〇〇　一五
三等	一〇〇　三〇〇
四等	五〇　一五、〇〇〇
五等	二〇　一三四、六八二
計	一五〇、〇〇〇
五　抽せん期日	昭和二十七年四月十日
六　割増金の支拂開始期日	昭和二十七年四月二十一日
七　預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第二百七十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十四回埼玉県信用金庫ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十四回埼玉県信用金庫ニコニコ定期預金
二　條件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円　一本
一等	一〇、〇〇〇　一
二等	一、〇〇〇　七
三等	五〇〇　一〇
四等	一〇〇　一〇〇
五等	五〇　一、〇〇〇
六等	一〇　一〇、〇〇〇
計	
五　抽せん期日	昭和二十七年五月一日
六　割増金の支拂開始期日	昭和二十七年五月一日
七　預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第二百八十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第八回岐阜信用金庫割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第八回岐阜信用金庫割増金附定期預金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年三月二十日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円　一本
一等	一〇、〇〇〇　五
二等	一、〇〇〇　六〇
三等	三〇〇　六〇〇
四等	一〇〇　六、〇〇〇
五等	四五　五三、三三四
計	六〇、〇〇〇
五　抽せん期日	昭和二十七年四月三日
六　割増金の支拂開始期日	昭和二十七年四月十二日
七　預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第二百八十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、水島信用組合第二回宝定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　水島信用組合第二回宝定期貯金
二　條件
㈠契約期間　一年
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
一等	一〇〇〇円　一本
二等	一〇〇〇　二
三等	五〇〇　六
四等	一〇〇　三〇〇
五等	七〇　二、六三一
六等	四八、八〇　三、〇〇〇
計	
五　抽せん期日	昭和二十七年四月二十六日
六　割増金の支拂開始期日	昭和二十七年五月六日
七　預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎郵政省告示第三十八号

昭和二十六年十月郵政省告示第四十五号（本邦と外国郵便為替を交換する国等に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年二月十五日から施行する。

昭和二十七年二月十四日　郵政大臣　佐藤　栄作

ギリシャ国の項の次に次の一項を加える。

	郵便物	米貨	米貨	郵便為替	郵便為替
	郵便物	米貨26ドル	米貨26ドル	郵便為替	郵便為替
ギリシャ国（Nether-lands）の領土	第一種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第二種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第三種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第四種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第五種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第六種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第七種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第八種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第九種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第十種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第十一種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替
	第十二種	5ドル	5ドル	郵便為替	郵便為替

◎大蔵省告示第五十二号

農林省価格安定法施行令（昭和二十七年政令第二十一号）第四條第二項の規定に基き、同項の基準を次のように定める。

昭和二十七年二月十四日　農林大臣　広川　弘禪

一年間の掃立卵量が二十グラムから五十グラムまでの蠶蚕業者

◎大蔵省告示第二百八十二号

米国対日援助見返資金の運用の手続を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第六十七号）第十三條の三の規定に基き、援助資金中小企業貸付の取扱金融機関を次のとおり指定し、昭和二十六年十月二十日から適用する。

昭和二十七年二月十四日　大蔵大臣　池田　勇人

城南信用金庫　岐阜信用金庫
広島信用金庫　尼崎信用金庫
埼玉県信用金庫　川崎市信用金庫
麹井信用金庫　興産信用金庫
同栄信用金庫　芝信用金庫
荒川信用金庫　金沢信用金庫
東武信用金庫　瀬戸信用金庫
静清信用金庫　静岡信用金庫
姫路信用金庫　中央信用金庫
和歌山信用金庫　岡崎信用金庫
東京山手信用金庫　蒲郡信用金庫
呉信用金庫

昭27.2.14. 第7529号

◉建設省告示第百十六号
新潟都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百十七号
都市計画法第二條第二項の規定により、次の区域をもつて新潟県津川都市計画区域とする。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
東蒲原郡津川町の全部
同郡両鹿瀬村の全部

◉建設省告示第百十八号
三條都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び三條市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百十九号
柏崎都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十号
吉田都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び西蒲原郡吉田町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十一号
相川都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び佐渡郡相川町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十二号
新発田都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十三号
五泉都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び中蒲原郡五泉町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十四号
五泉都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び中蒲原郡五泉町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十五号
新井都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十六号
三條都市計画公園並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び三條市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十七号
高田都市計画公園事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び高田市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百二十八号
長岡特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年二月十四日
建設大臣 野田 卯一
（「次のよう」は省略）

国会事項

○衆議院

◉意見書受領 二月十二日人事院総裁浅井清から林議長宛、一般職の職員の給與に関する法律第二條第六号及び国家公務員法第二十三條の規定に基き、一般職の職員の給與に関する法律に定める勤務地手当支給地域区分表の改正に関する意見を受領した。

◉政府委員承認 二月十二日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
運輸大臣官房文書課長 岡本 悟
地方自治庁財政課長 奥野 誠亮

◉議案送付 二月十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律案
又同日第十二回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。
小型機船底びき網漁業整理特別措置法案

◉質問書提出 二月十二日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
旅客列車改善に関する質問主意書（高田弼市提出）
供米促進並びに重労働者に対する加配米に関する質問主意書（高田弼市提出）
「ソ連地区」未帰還者数に関する質問主意書（林百郎提出）
国鉄のサービス改善に関する質問主意書（並木芳雄提出）
荒川放水路上の橋の建設計画に関する質問主意書（天野公義提出）
東京都内江東方面の地盤沈下対策及び水防計画に関する質問主意書（天野公義提出）
不良住宅改良に関する質問主意書（天野公義提出）
東京都内足立電話局市内電話編入に関する質問主意書（天野公義提出）

○参議院

◉議事日程 二月十三日の議事日程は左の通り。
議事日程 第十一号
昭和二十七年二月十三日（水曜日）
午前十時開議
第一 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案（衆議院提出）
（委員長報告）

◉議案受領 二月十二日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案
小型機船底びき網漁業整理特別措置法案（第十二回国会提出継続審査）
国民金融公庫法の一部を改正する法律案

◉議案付託 二月十二日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案（閣法第一四号）
小型機船底びき網漁業整理特別措置法案（第十二回国会閣法第五〇号）
水産委員会に付託
国民金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第三三号）
大蔵委員会に付託

◉意見書受領 二月十二日人事院総裁浅井清から佐藤議長宛、一般職の職員の給與に関する法律第二條第六号及び国家公務員法第二十三條の規定に基き、一般職の職員の給與に関する法律に定める勤務地手当支給地域区分表の改正に関する意見を受領した。

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年一月十二日
従七位に叙する
野田 定雄

◉昭和二十七年一月十三日
従六位に叙する
野田 定雄

◉昭和二十七年一月十三日
正七位 米沢 永久
勲八等に叙し瑞宝章を授ける
勲七等 米沢 永久
勲六等に叙し瑞宝章を授ける

◉昭和二十七年一月十四日
勲八等に叙し瑞宝章を授ける 乾 久
◉昭和二十七年一月十八日
勲八等に叙し瑞宝章を授ける 駒田 光男
◉昭和二十七年一月二十三日
勲八等に叙し瑞宝章を授ける 森 金作
◉昭和二十七年一月二十七日
勲八等に叙し瑞宝章を授ける
正四位に叙する 並木 重郎
勲四等 並木 重郎
勲三等に叙し瑞宝章を授ける
◉昭和二十七年二月二日
勲四等に叙し瑞宝章を授ける 野村 宝作
◉昭和二十七年二月七日
正七位に叙する
正五位に叙する 瓜生 和夫
勲六等 瓜生 和夫
勲四等に叙し瑞宝章を授ける
◉昭和二十七年二月八日
正六位に叙する 松本六太郎
勲四等に叙し瑞宝章を授ける 松本六太郎
特旨を以て位記を追賜せられる（二月十一日） 故 松本六太郎
（各通） 地方自治庁財政課長 奥野 誠亮
運輸大臣官房文書課長 岡本 悟
第十三回国会政府委員を命ずる
（在台北在外事務所所長） 木村四郎七
外務事務官 後宮 虎郎
（在台北在外事務所所員） 中田豊千代
外務事務官 袁崎 秀樹
外務事務官 力石健次郎
同 中華民国政府と戦争状態を終結し正常関係を再開するための條約を交渉締結する全権委員随員を命ずる（以上二月十二日）

○電波監理委員会

総理府事務官 竹越 忠雄
審理官に任命する
同 藤枝旗一郎
兼ねて職員訓練所長心得を命ずる（以上一月三十一日）

○特別調達庁

総理府事務官 奥田梅三郎
願に依り本官を免ずる（一月五日）
総理府技官 宮本 勇
札幌特別調達局管財部不動産評価課兼務を命ずる
同 高橋 辰巳
札幌特別調達局管財部不動産契約課兼務を命ずる（以上一月八日）
（各通） 総理府事務官 鈴木 健弘
総理府技官 武田 新
願に依り本官を免ずる
同 大森 頼雄
特別調達庁長官官房監察官室長兼務を命ずる（以上一月十五日）
総理府事務官 中尾 健兒
東京特別調達局入間川監督官事務所長事務取扱を免ずる
東京特別調達局入間川監督事務所長を命ずる（一月十六日）
総理府技官 渡辺 利雄
京都特別調達局長を命ずる
同 荘原 信一
名古屋特別調達局長を命ずる
総理府事務官 山内 隆一
大阪特別調達局長を命ずる
同 駒井 均
願に依り本官を免ずる（以上一月三十一日）

○法務府

検察事務官 甲斐 茂
熊本地方検察庁事務局長西村峰治職務復帰につき熊本地方検察庁事務局長の事務代理を免ずる（一月十日）

○国税庁

大蔵事務官 加藤惣二郎
国税庁長官官房監督官室勤務を命ずる
同 渡部 信
国税庁長官官房会計課勤務を命ずる
同 藪田 辰夫
国税庁間税部酒税課勤務を命ずる
同 中西 清
国税庁徴収部管理課勤務を命ずる
同 小幡 琢也
国税庁在勤を命ずる
同 下野 寛
（各通） 小谷野 堅
同 小泉 静
東京国税局在勤を命ずる
（各通） 神吉 末雄
同 出山 茂毅
東京国税局協議団在勤を命ずる
同 大旗 佐
四谷 羽成 長策
大森 中村 由蔵
東金 田中 正春
各頭書税務署長に補する
同 田中秀三郎
横浜南税務署在勤を命ずる
同 島田 芳雄
関東信越国税局調査査察部調査第二課長兼務を命ずる
同 武藤儀四郎
財部滝四郎
（各通） 小幡 坂雄
同 山田 藤作
関東信越国税局在勤を命ずる
同 箕輪 治
本庄 岩崎恒一郎
足利 高崎数之助
佐野 石沢 黨
群馬富岡 田中秀三郎
安塚
各頭書税務署長に補する
同 丑込熊之助
仙台国税局総務部統計課長兼務を命ずる
同 木須 義晴
仙台国税局直税部資産税課長兼務を命ずる
同 津島 新吉
一関 和田 久
能代 佐藤 尊夫
各頭書税務署長に補する
同 扇藤徳四郎
盛岡税務署在勤を命ずる
同 折田 正彬
高松国税局総務部統計課長兼務を命ずる
同 田代 一正
高松国税局直税部所得税課長事務取扱を命ずる
同 鈴木 忠美
高松国税局間税部監視課長兼務を命ずる
同 大塚 始
高松国税局間税部監視課長を免ずる
高松国税局間税部勤務を命ずる
長尾 新居 政美
川島 中島 三郎
脇町 佐々木滋雄
伊野 大岡 優
中村 横田 秀馬
各頭書税務署長に補する
同 為広 正一
高松税務署在勤を命ずる
同 市橋 義文
川島税務署長を免ずる
川島税務署在勤を命ずる
同 江内友太郎
脇町税務署長を免ずる
脇町税務署在勤を命ずる
同 小笠原武義
伊野税務署長を免ずる
伊野税務署在勤を命ずる
同 橋本 貞利
中村税務署長を免ずる
中村税務署在勤を命ずる
同 国分 義雄
諫早税務署長に補する
（各通） 鈴木 義達
同 渡辺 正行
願に依り本官を免ずる
同 小幡 琢也
公正取引委員会事務局へ出向を命ずる（以上二十六年十二月十六日）
同 永松 巧
国税庁長官官房監察官室勤務を命ずる
同 二反田順治郎
札幌国税局総務部厚生課長兼務を命ずる
同 羅間 威
札幌国税局総務部統計課長兼務を命ずる
同 加藤 元夫
札幌国税局直税部資産税課長兼務を命ずる
同 小幡 琢也
（各通） 今北 薫
鈴村太郎吉
松木健三郎
笠田 幸雄
辻 次郎
水谷 清市
札幌国税局在勤を命ずる
同 伊藤 昇
札幌国税局総務部厚生課長を免ずる
札幌国税局在勤を命ずる
同 佐藤 勲
税務講習所札幌支所勤務を命ずる
同 坂本 悦郎
札幌国税局協議団在勤を命ずる
同 木村 清江
石狩 富樫 甚作
函館 山下 政一
渡島 上島幸一郎
森都 佐藤 元治
同 岩見沢 吉田 正雄
夕張 野田 博人
滝川 高野 黒二
上川 永井 勝男
富良野 河野 義雄
浦河 乗八 剪一
苫小牧 千葉 正清
紋別 宇山 良一
北見
各頭書税務署長に補する
小樽 大滝 正恒
旭川 片桐寛一郎
各頭書税務署在勤を命ずる

同　松岡　英一
名古屋国税局総務部勤務を命ずる
同　高宮　亨二
名古屋国税局調査査察部長を命ずる
同　田代　一正
同　高松国税局調査査察部長兼務を命ずる
（以上二十六年十二月二十日）
同　市村亀万太
（各通）
同　灰谷　正
広島国税局総務部総務課勤務を命ずる
同　小宮　保
広島国税局総務部統計課長兼務を命ずる
同　松田　敦
広島国税局総務部営繕課長兼務を命ずる
同　飯橋恒三郎
広島国税局間税部酒税課長兼監視課長を命ずる
同　友弘　武
広島国税局調査査察部査察課長を命ずる
同　長瀬　巌
広島国税局協議団在勤を命ずる
下関　門脇　惇
高槻　細川　勤
新見　岡本　康平
津山　馬場　茂
鳥取　新宮麗三郎
大東　飯塚　近蔵
川本　平井　徹雄
西郷　仁村　肇
各頭書税務署長に補する
同　水城　兵吾
川本税務署長を免ずる
川本税務署在勤を命ずる（以上二十六年十二月二十二日）
同　高橋　一郎
国税庁長官官房監督官室勤務を命ずる
同　長谷川義雄
同　田中　熊平
同　湯本蔵三郎
同　伊藤太三郎
同　宮岡　末吉
（各通）
同　福山　順吉
同　市川　金吉
同　奥中　弘
同　小山　英男
同　友田　義
名古屋国税局総務部勤務を命ずる
同　月山　有弐
名古屋国税局間税部酒税課長を命ずる
同　名古屋国税局協議団在勤を命ずる
熱田　山本　三朗
小牧　鈴木　麟一
屋張瀬戸　中井　貞雄
一宮　佐藤富士雄
津島　北村　万蔵
下田　土屋　久江
島田　田中　政雄
磐田　青木　藤重
気賀　松井　五一
桑名　森　兼千代
鈴鹿　山下喜十郎
松阪　若山　信次
宇治山田　佐藤　英治
上野　田中　栄三
木本　寺田保太郎
大垣　三浦助三郎
郡上　東山　実義
福井　荒巻興四郎
各頭書税務署長に補する（以上二十六年十二月二十五日）
同　井上　謙二
大阪国税局総務部厚生課長を命ずる
同　小田　幸二
大阪国税局総務部統計課長を命ずる
同　鈴木　勇
大阪国税局間税部消費税課長兼務を命ずる
同　麦谷　長作
大阪国税局調査査察部調査第四課長を命ずる
同　増谷乃武治
大阪国税局調査査察部調査第四課長を免ずる
同　尾上　圭吾
大阪国税局調査査察部査察課長を命ずる
同　大阪国税局調査査察部査察第四課長を命ずる
同　大阪国税局調査査察部調査第四課長を免ずる
大阪国税局協議団在勤を命ずる
（各通）
同　村上　茂次
同　岡本　薫
同　丹羽彦次郎
大阪国税局協議団在勤を命ずる
南　西脇　一雄
同　浪速　山本半五郎
同　大阪福島　上室　智洋
同　生野　梅本長四郎
同　東成　今西源太郎
同　淀川　山野　正勝
同　富田林　松田壽栄男
同　金子　幾治
同　中京　森村　秀信
同　上京　辻　豊
同　東山　佐々木重雄
同　左京　堀田　四一
同　伏見　浜田　喜三
同　隼部　佐伯　景治
同　福知山　羽賀田徳蔵
同　西脇　稲角　淳二
同　加古川　西川　嘉明
同　吉野　俣野　孝一
同　粉河　安藤　真学
同　大津　松井　巌
同　草津
各頭書税務署長に補する
同　桑原徳一郎
南税務署長を免ずる
南税務署在勤を命ずる
同　富田　辰次
上京税務署長を免ずる
上京税務署在勤を命ずる
同　薄口誠一郎
西脇税務署長を免ずる
西脇税務署在勤を命ずる
同　藤原　喜一
大津税務署長を免ずる
大津税務署在勤を命ずる
同　村外茂吉
草津税務署長を免ずる
草津税務署在勤を命ずる（以上二十六年十二月三十一日）
同　田所　正幸
国税庁徴収部長を命ずる（一月一日）
同　原　純夫
東京国税局長渡辺喜久造アメリカ合衆国より帰朝につき東京国税局長事務代理を免ずる（一月三十日）
同　鈴木　勇
大阪国税局間税部消費税課長を命ずる
同　高田　泉平
大阪国税局間税部監視課長を命ずる
同　勝又　功
（各通）
同　堀池　喜一
同　後藤　龍虎
願に依り本官を免ずる（以上一月三十一日）
同　平井　廸郎
大蔵省へ出向を命ずる
同　岩淵　英一
国税庁長官官房会計課勤務を命ずる
同　河上　豊
願に依り本官を免ずる（以上二月一日）

○運輸省

◉昭和二十七年二月一日
運輸事務官　鶴岡常太郎
（各通）　同　遠藤猪三雄
地方事務官に任命する
運輸事務官　山川　正三
同　荒巻　勝
地方事務官　安東　貞雄
同　大塚　泰基
同　勝木　重治
同　瀧口　篤幸
同　長友　秀治
同　地方技官　山元　紋二
同　田原ノ新一
願に依り本官を免ずる（一月三十一日）
運輸事務官　瀧　章
海運局海運調整部調査課長を命ずる
海運局定期船課長兼務を命ずる
同　河毛　一郎
海運局定期船課長兼務を免ずる
同　小田部　康
神戸海運局運航部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）
同　稲永　正美
海運局外航課勤務を命ずる
同　西山　猛
九州海運局運航部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）
運輸技官　渡辺　四郎
九州海運局長崎支局長心得兼務を命ずる
運輸事務官　高橋　末吉
自動車局業務部旅客課長を命ずる
同　坪井　為次
自動車局業務部貨物課長を命ずる
同　増川　遼三
東京陸運局自動車部長を命ずる
同　小田　文三
自動車局整備部登録課長を命ずる
同　黒住　忠行
大阪陸運局自動車部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）
運輸技官　板尾　純一
第三港湾建設部勤務を命ずる

地方事務官　鶴岡常太郎

九級五号俸を給ずる
佐賀県陸運事務所輸送課長を命ずる
同　遠藤猪三雄
九級五号俸を給ずる
大分県陸運事務所輸送課長を命ずる
（以上二月一日）
運輸事務官　上原　啓
自動車局統務課勤務を命ずる
同　水野節比古
自動車局業務部旅客課勤務を命ずる
（以上二月二日）
同　青木　清和
船員中央労働委員会委員に任命する
同　平岡　亨
神戸船員地方労働委員会委員に任命する
同　田中卯三郎
願に依り船員中央労働委員会委員を免ずる
同　曽木　清和
願に依り神戸船員地方労働委員会委員を免ずる（以上二月五日）

○海上保安庁

◉昭和二十七年二月一日
海上保安庁　星子　直明
一等海上保安正に叙する

第七管区海上保安本部航路啓開部長心得を命ずる
第七管区海上保安本部航路啓開部総務課長事務取扱を命ずる
同　石飛　矼
第六管区海上保安本部航路啓開部勤務を命ずる
桑栄丸船長を命ずる（以上二月一日）

○電気通信省

電気通信技官　近藤　潔
九州電気通信局施設交長事務取扱を命ずる（二月六日）

○最高裁判所

福岡地方裁判所判事判事　塚本富士男
長崎地方裁判所判事判事　厚地　政信
部の事務を総括するものに指名する（一月十四日）
簡易裁判所判事　厚母　繁一
船木簡易裁判所判事に補する
判事四号報酬を給する
判事　厚母　繁一
山口地方裁判所判事に補する
山口地方裁判所船木支部勤務を命ずる（以上一月十九日）
簡易裁判所判事　高橋猪兎喜
二号報酬を給する（一月二十日）
同　小西　高秀
東京簡易裁判所判事に補する（一月二十六日）
函館簡易裁判所判事　田向　年雄
函館簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（一月二十八日）
高松高等裁判所判事　満田清四郎
金沢家庭裁判所判事に補する
金沢家庭裁判所判事　満田清四郎
金沢家庭裁判所長を命ずる
東京地方裁判所判事　矢崎　憲正
最高裁判所事務総局刑事局第一課長兼同情報課付を免ずる（以上一月三十一日）
簡易裁判所判事　岡本　寧雄
判事四号報酬を給する
判事　岡本　寧雄
熊本地方裁判所判事に補する
熊本地方裁判所宮地支部勤務を命ずる
兼ねて熊本家庭裁判所判事に補する
熊本家庭裁判所宮地支部勤務を命ずる
簡易裁判所判事　田中　嘉七
小浜簡易裁判所判事に補する
判事二号報酬を給する（以上二月二日）
高等裁判所長官　高木　常七
札幌高等裁判所長官に補する
札幌高等裁判所長官　下飯坂潤夫
名古屋高等裁判所長官に補する
長崎地方裁判所判事補判事補　亀川　清
兼ねて長崎家庭裁判所判事補に補する
旭川簡易裁判所判事　大矢根武曜
旭川簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く
同　猪股　利雄
旭川簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
神戸地方裁判所判事　吉益　清
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる
判事補　小出　吉次
判事補の職権の特例等に関する法律第一條の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する
札幌地方裁判所判事兼札幌家庭裁判所判事　高橋喜久治
旭川地方裁判所判事に補する
兼ねて旭川家庭裁判所判事に補する
（以上二月四日）
最高裁判所事務総局総務局第二課長　磯崎　良蓍
兼ねて最高裁判所事務総局総務局統計課長を命ずる（二月六日）
簡易裁判所判事　石川時之助
東京簡易裁判所判事に補する
一号報酬を給する　判事　伊藤　政吉
名古屋家庭裁判所判事に補する
五号報酬を給する　同　野口栄一郎
青森地方裁判所判事に補する
五号報酬を給する　同　阿部　季
青森地方裁判所弘前支部勤務を命ずる
兼ねて青森家庭裁判所判事に補する
青森家庭裁判所弘前支部勤務を命ずる
同　阿部　季
山形地方裁判所判事に補する
五号報酬を給する
山形地方裁判所新庄支部勤務を命ずる
兼ねて山形家庭裁判所判事に補する
山形家庭裁判所新庄支部勤務を命ずる
白河簡易裁判所判事　阿部　季
簡易裁判所判事に補する
新庄簡易裁判所判事
簡易裁判所判事　工藤　健作
青森簡易裁判所判事に補する
青森簡易裁判所判事　工藤　健作
青森簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
簡易裁判所判事　樋口　勝
東京簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事　樋口　勝
東京地方裁判所判事に補する（以上二月九日）

官庁事項

正誤

昭和二十六年六月十四日官庁事項欄出入国管理庁公示第六号中三五九頁二段「一〇八、一七二」は「一〇七、七二二」の、同三段「一一四、二八七」は「一一四、〇八七」の、同七月十一日同欄同公示第七号中一八一頁一段「四二五、三六一」は「四二一六、八六八」のいずれも誤り。
入国管理庁官報報告主任

法務府公告

○押収物還付公告

竹田区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第一六〇号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、換価金　一、七百一円五十六銭
○同領第一六一号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、換価金　一、百四十円四十銭
○同領第一六二号（同）
一、石油罐　一、二個
○同領第一六三号（氏名不詳物価統制令違反事件）
一、同　六百九十三円
○同領第一六四号（同）
一、同　六十六円八十九銭
○同領第一六五号（同）
一、同　九十円一銭
○同領第一六六号（同）
一、竹籠　一個
○同領第一六七号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、布製鞄　一個
○同領第一六八号（同）
一、袋　一枚
○同領第一六九号（氏名不詳物価統制令違反事件）
一、風呂敷　一個
○同領第一七〇号（同）
一、木綿袋　一枚
○同領第一七一号（氏名不詳酒税法違反事件）
一、同領第一七二号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、同領第一七三号（同）
一、風呂敷　二枚
○同領第一七四号（同）
一、メリケン袋　一枚
○同領第一七五号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、同　四百三円五十六銭
○同領第一七六号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、同　七十一円四十銭
○同領第一七七号（氏名不詳物価統制令違反事件）
一、同　四百十五円四十一銭
○同領第一七八号（同）
一、換価金　四百十五円四十一銭
○同領第一七九号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、同　七百十七円六十三銭
○同領第一八〇号（氏名不詳酒税法違反事件）
一、木綿袋　一枚
○同領第一八一号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、同　八百六十一円四十四銭
○同領第一八二号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、同　七百十一円十一銭
○同領第一八三号（氏名不詳食糧管理法等違反事件）
一、同　二百九十一円十一銭
○同領第一八四号（同）
一、布製鞄　一個
○同領第一八五号（同）
一、換価金　二百六十四円六十八銭
○同領第一八六号（同）
一、風呂敷　一枚
○同領第一八七号（同）
一、袋　一枚
○同領第一八八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一、千四百七十二円
○同領第一八九号（同）
一、竹籠　一個
○同領第一九〇号（同）
一、風呂敷　二枚
○同領第一九一号（同）
一、布袋　一枚
○同領第一九二号（同）
一、換価金　二百六十四円六十八銭
○同領第一九三号（同）
一、袋　一枚
○同領第一九四号（同）
一、換価金　一、千四百七十二円
○同領第一九五号（同）
一、竹籠　一個
○同領第一九六号（同）
一、灰色リュックサック　一枚
○同領第一九七号（同）
一、茶色縦縞木綿袋　一枚
○同領第一九八号（同）
一、赤革短靴　一足
○同押第七〇四号（宮村タミ遺失物横領事件）
一、金側　一本
○同押第一〇二一号（田中孫次郎同）
一、消火用布ホース　一本

武蔵野区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第四九号（黒沢実賭博事件）
一、花札（赤裏）　四十枚
二、現金　三百円
○同押第一六一号（石川良一窃盗事件）
一、南京袋　一枚
○同押第二七一号（高村テル同）
一、灰色リュックサック　一枚
二、茶色縦縞木綿袋　一枚
○昭和二十六年押第五五二号（稲村進同）
一、赤革短靴　一足
二、タオル　一本
○同押第七〇四号（宮村タミ遺失物横領事件）
一、金側　一本
○同押第一〇二一号（田中孫次郎同）
一、消火用布ホース　一本

東京中野区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年押第一三九〇号（宮内ゲン食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百六十五円
○昭和十六年押第五六四号（佐々木亀治郎同）
一、同　千六百七十円
二、同　昭和二十五年押第一九五四号（片瓜誠窃盗事件）
一、昭和二十八年押第一〇八七号（富岡盛也同）
二、ワイシャツ　一枚
一、草履　一足
○同押第九一六号（大山博同）
一、女物浴衣　二枚
○同押第一一七五号（清水三郎軽犯罪法違反事件）
一、女持洋傘　一本
○同押第五四一号（斎藤代吉窃盗事件）
一、黒縁メガネ（但シ左縁ナシ）　一個
○同押第一八〇号（木村尊同）
一、手拭　一枚
二、ネズミ色ズボン　一枚

四三二、同捕手布風換捕第袋呂価袋数金五四
三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五補一
手風紙換価第袋呂価袋数金五四一
捷袋数一五五一
一一五百号七十同一
七百号二十同三円

四三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五四
三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五補一
手風紙換価第袋呂価袋数金五四一
捷袋数一六百号二十同一円

四三二、不明二十九捕二十よりに物公告す。事訴法第百九十九号（検察官）
一六百六十五円
捷袋数一五百号二十同一円

左記捕収物につき刑事訴訟法第四百一条
大阪地検検察官

四三二、同捕手布風換捕第袋呂価袋数金五四
三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五補一
手風紙換価第袋呂価袋数金五四一
捷袋数一五五一
一一五百号七十同一
七百号二十同三円

四三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五四
三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五補一
手風紙換価第袋呂価袋数金五四一
捷袋数一五六一
一一五百号七十同一
七百号二十同三円

四三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五四
三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五補一
手風紙換価第袋呂価袋数金五四一
捷袋数一五九一
一一五百号七十同一
七百号二十同三円

四三二、同捕手布風換捕第袋呂価袋数金五四
三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五補一
手風紙換価第袋呂価袋数金五四一
捷袋数一六一
一一五百号七十同一
七百号二十同三円

四三二、同捕手布風換捕第袋呂価袋数金五四
三二、同捕布風換捕第袋呂価袋数金五補一
手風紙換価第袋呂価袋数金五四一
捷袋数一七

昭27.2.14. 第7529号

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。武生区検察庁

○昭和二十六年領第一〇二号（被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件）

一、米換価金　四百六円
二、梱物手提籠　一
三、木綿袋　一
四、黒帯　一
五、白木綿袋　一
○同領第一〇三号（同）
一、米換価金　五百八十一円
二、箒木綿中古風呂敷　一
三、白木綿袋　一
○同領第一〇四号（同）
一、米換価金　三百十九円
二、人絹紺色袋　一
○同領第一〇五号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、空色カッターシャツ　一
三、風呂敷　一
○同領第一〇六号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、木綿袋　一
三、朱色風呂敷　一
○同領第一〇七号（同）
一、米換価金　三百四十八円
二、青風呂敷　一
三、紙袋　一
○同領第一〇八号（同）
一、米換価金　三百十九円
二、赤風呂敷　一
三、白木綿袋　一
○同領第一〇九号（同）
一、米換価金　六百九十七円
二、人絹紺色袋　一
三、黒袋　二
○同領第一〇一〇号（同）
一、米換価金　二百九十円
二、白木綿袋　一
三、黒風呂敷　一
四、赤袋　一
五、黒袋　一
○同領第一〇一一号（同）
一、米換価金　五百八十一円
二、手提籠　一
三、白人絹袋　二
四、赤人絹風呂敷　一
○同領第一〇一二号（同）
一、米換価金　三百四十八円
○同領第一〇一三号（同）
一、米換価金　三百四十八円

○同領第一〇一四号（同）
一、米換価金　千四十五円
二、赤風呂敷　一
三、朱色袋　一
○同領第一〇一五号（同）
一、米換価金　四百六十六円
二、黒木綿袋　二
三、ブリキ板　一
○同領第一〇一六号（同）
一、米換価金　千四十五円
二、花模様風呂敷　一
三、青人絹袋　一
○同領第一〇一七号（同）
一、米換価金　五百八十一円
二、黒手提袋　一
三、白風呂敷　二
○同領第一〇一八号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、黒袋　一
三、黒風呂敷　一
○同領第一〇一九号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、紙セメント袋　一
三、赤色袋　一
四、木綿花模様風呂敷　一
○同領第一〇二〇号（同）
一、米換価金　三百四十八円
二、風呂敷　一
三、白袋　一
○同領第一〇二一号（同）
一、米換価金　二百三十二円
二、木綿花模様風呂敷　一
三、黒木綿袋　二
○同領第一〇二二号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇二三号（同）
一、米換価金　千四十五円
二、ブリキ板　二
三、包装紙　一
四、紙箱　一
○同領第一〇二四号（同）
一、米換価金　五百八十一円
二、ブリキ板　一
○同領第一〇二五号（同）
一、米換価金　五百八十一円
二、箱木綿中古風呂敷　一
三、白木綿袋　一
○同領第一〇二六号（同）
一、米換価金　三百十九円
二、人絹紺色袋　一
○同領第一〇二七号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、空色カッターシャツ　一
三、風呂敷　一
○同領第一〇二八号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、木綿袋　一
三、朱色風呂敷　一
○同領第一〇二九号（同）
一、米換価金　三百四十八円
二、青風呂敷　一
三、紙袋　一
○同領第一〇三〇号（同）
一、米換価金　三百十九円
二、赤風呂敷　一
三、白木綿袋　一
○同領第一〇三一号（同）
一、米換価金　二百九十円
二、黒風呂敷　一
三、赤袋　一
○同領第一〇三二号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇三三号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、木綿花模様風呂敷　一
三、赤色袋　一
四、木綿花模様風呂敷　一
○同領第一〇三四号（同）
一、米換価金　三百四十八円
二、青風呂敷　一
三、風呂敷　一
○同領第一〇三五号（同）
一、米換価金　二百二十二円
○同領第一〇三六号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇三七号（同）
一、米換価金　四百三十五円
二、茶色木綿袋　一
三、赤風呂敷　一
四、空色風呂敷　一
○同領第一〇三八号（同）
一、米換価金　二百三十二円
二、黒風呂敷　一
三、黒袋　一
○同領第一〇三九号（同）
一、米換価金　二百二十二円
二、青蚊帳袋　一
三、黒風呂敷　一
○同領第一〇四〇号（同）
一、米換価金　二百三十二円
○同領第一〇四一号（同）
一、米換価金　三百四十八円
○同領第一〇四二号（同）
一、米換価金　二百九十円
○同領第一〇四三号（同）
一、米換価金　二百九十円
○同領第一〇四四号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇四五号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇四六号（同）
一、米換価金　四百六十五円
○同領第一〇四七号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇四八号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇四九号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇五〇号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇五一号（同）
一、米換価金　四百六十五円
○同領第一〇五二号（同）
一、米換価金　五百二十三円
○同領第一〇五三号（同）
一、米換価金　八百二十四円
○同領第一〇五四号（同）
一、米換価金　七百四十二円
○同領第一〇五五号（同）
一、米換価金　七百三十三円
○同領第一〇五六号（同）
一、米換価金　八百二十一円
○同領第一〇五七号（同）
一、米換価金　六百九十七円
○同領第一〇五八号（同）
一、米換価金　五百二十三円
○同領第一〇五九号（同）
一、米換価金　五百八十一円
○同領第一〇六〇号（同）
一、米換価金　四百六円
○同領第一〇六一号（同）
一、米換価金　四百四十一円
○同領第一〇六二号（同）
一、米換価金　四百六十一円
○同領第一〇六三号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇六四号（同）
一、米換価金　六百九十七円
○同領第一〇六五号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇六六号（同）
一、米換価金　千五十四円
○同領第一〇六七号（同）
一、米換価金　三百四十八円
○同領第一〇六八号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇六九号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇七〇号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇七一号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇七二号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇七三号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇七四号（同）
一、米換価金　千四十五円
○同領第一〇七五号（同）
一、米換価金　六百九十七円

○同領第一〇七六号（同）
一、米換価金　六百九十七円
二、ブリキ板　一
三、黒木綿袋　二
○同領第一〇七七号（同）
一、米換価金　五百二十三円
二、白袋　一
○同領第一〇七八号（同）
一、米換価金　五百二十三円
二、ブリキ板　一
三、包装紙　二
四、紙箱　一
○同領第一〇七九号（同）
一、米換価金　五百八十一円
二、箱木綿中古風呂敷　一
三、白木綿袋　一
○同領第一〇八〇号（同）
一、米換価金　四百六円
二、人絹紺色袋　一
三、黒帯　一
四、黒帯　一
五、白木綿袋　一
○同領第一〇八一号（同）
一、米換価金　五百八十一円
二、箱木綿中古風呂敷　一
三、白木綿袋　一
○同領第一〇八二号（同）
一、米換価金　三百十九円
二、人絹紺色袋　一
○同領第一〇八三号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、空色カッターシャツ　一
三、風呂敷　一
○同領第一〇八四号（同）
一、米換価金　五百二十二円
二、木綿袋　一
三、朱色風呂敷　一
○同領第一〇八五号（同）
一、米換価金　三百四十八円
二、青風呂敷　一
三、紙袋　一
○同領第一〇八六号（同）
一、米換価金　三百十九円
二、赤風呂敷　一
三、白木綿袋　一
○同領第一〇八七号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇八八号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇八九号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇九〇号（同）
一、米換価金　五百二十二円
○同領第一〇九一号（同）
一、米換価金　千八百円
○同領第一〇九二号（同）
一、米換価金　三百七十七円
○同領第一〇九三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇九四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇九五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇九六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇九七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇九八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇九九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一〇九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一一九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一二九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一三九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一四九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一五九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一六九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一七九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一八九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇一九九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二〇九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二一九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二二九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二三九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二四九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二五九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二六九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二七九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二八九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九三号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九四号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九五号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九六号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九七号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九八号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇二九九号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇三〇〇号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇三〇一号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇三〇二号（同）
一、米換価金　千四百五十二円
○同領第一〇三〇三号（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、米換価金　三万三千五百十八円
二、ふろしき　三枚
三、リュック　三枚
四、空鑵　六〇枚
五、手提籠　二枚
六、竹籠　一箇
七、空鑵　三箇
八、空鑵　一箇
九、空鑵　一箇
十、トランク　一箇
○同領第三〇四号（同）
一、米換価金　一万九千三百三十円
○同領第三〇五号（同）
一、米換価金　三百十四円
○同領第三〇六号（同）
一、米換価金　一万六百四十六円
○同領第三〇七号（同）
一、米換価金　一〇枚
○同領第三〇八号（同）
一、米換価金　一万四千九百三十三円
○同領第三〇九号（同）
一、米換価金　一万六百四十六円
○同領第三一〇号（同）
一、米換価金　六万五千四百七十円
○同領第三一一号（同）
一、米等換価金　五百九十一円
○同領第三一二号（同）
一、米換価金　四百六十二円
○同領第三一三号（同）
一、米換価金　千六百十六円
○同領第三一四号（同）
一、米換価金　四百六十二円
○同領第三一五号（同）
一、米換価金　二万八千五百九十九円
○同領第三一六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三一七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三一八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三一九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三二九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三三九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三四九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三五九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三六九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三七九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三八九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第三九九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四〇九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四一九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四二九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四三九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四四九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四五九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四六九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四七九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四八九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第四九九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五〇九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一二号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一三号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一四号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一五号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一六号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一七号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一八号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五一九号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五二〇号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五二一号（同）
一、米換価金　千四百十七円
○同領第五二二号（同）
一、米換価金　千四百十七円

第7529号
昭27・2・14.
P.300

一〇、同、同、同

第7529号

昭27・2・14

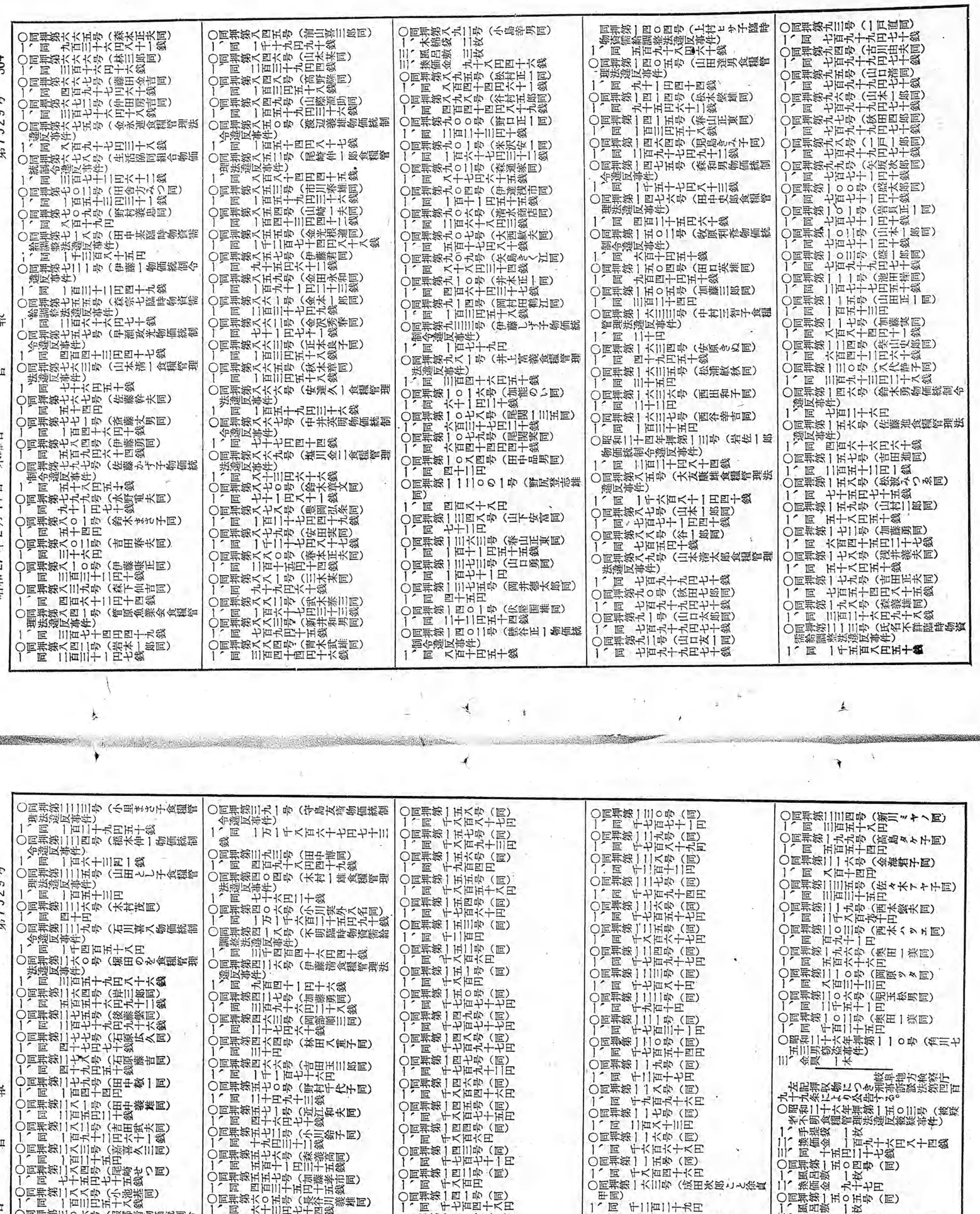

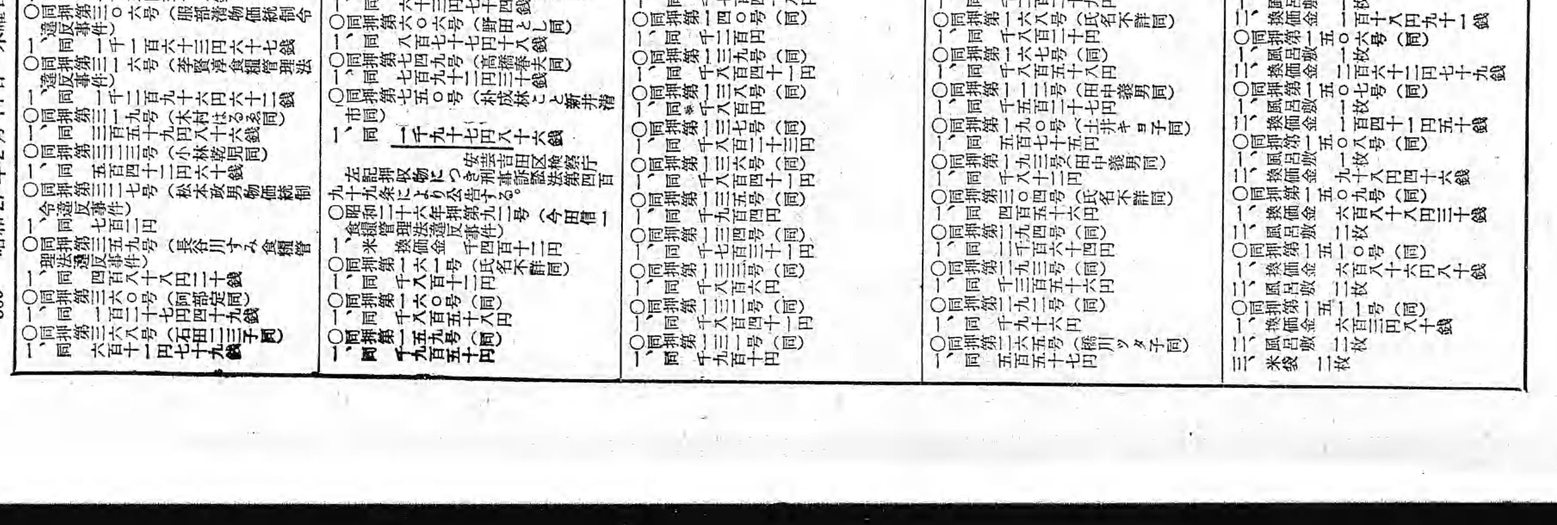

一、同　同　同　

第7529号
昭27.2.14.

仙台家庭裁判所石巻支部

左記押収物について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第一一号（昭和二六年(少)第一七四号窃盗保護事件）

一、一寸鑿　一丁
二、ハンマー　一丁
○同押第二九号（昭和二四年(少)第九四号同）
一、自動車乗車券　一枚
二、バス券　一枚
○同押第三九号（昭和二六年(少)第三四六号同）
一、現金　一千八百六十五円也

青森家庭裁判所弘前支部

左記押収物について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第七四号（昭和二六年少第五四三号窃盗保護事件）
一、財布　一個
一、印鑑（成田の印）　一個
一、領収証（成田の分）　一枚
一、ケース入電池　一個

神戸家庭裁判所

左記押収物について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十四年領第七号（昭和二四年少第二七四三号窃盗保護事件）
一、小鍋　一個
○昭和二十五年領第一九一号（昭和二五年少第二一三七号同）
一、女銘仙単衣着物　一枚
二、女黒皮手提カバン　一個
三、男下駄　一足
四、女下駄　一足
○同領第四二号（昭和二四年少第七二六号同）
一、袋　一枚
二、風呂敷　一枚
○同領第一八四号（昭和二五年少第一六〇五号同）
一、ズック靴　一足
二、ヤットコ　一個
三、ワイシャツ　一枚
四、学生帽　一個
○昭和二十四年領第一〇号（昭和二四年少第六七五号同）
一、草履　一足
二、ノート　一冊
三、手拭　一枚
四、学生帽　一箇
五、男物下駄　一足
六、風呂敷　一枚
七、新聞紙　一枚
八、仮受領書　一枚
九、革財布　一箇
十、筆箱　一箱
○昭和二十五年領第三〇号（昭和二四年少第二一〇六号同）
一、現金　一千三百四十八円七十銭
二、連勝式投票券　二枚
三、宝くじ券　二枚
四、不通用五十銭紙幣　二枚
○昭和二十四年保第七三号（同小第一八一二号食糧管理法違反保護事件）
一、換価金　六百十円五十銭
○同保第二八三号（同少第二九七九号同）
一、同　三百一円八十銭
○同保第三九七号（同少第二一七四号物価統制令違反保護事件）
一、同　九百三十円
○同領第一一号（同少第五七三号窃盗保護事件）
一、米袋　三枚
二、リュックサック　一箇
三、日本手拭　一枚
○昭和二十五年領第一二五号（昭和二五年少第一三三九号恐喝保護事件）
一、学生帽子　一箇
○昭和二十四年領第一号（昭和二四年少第五一五号窃盗保護事件）
一、現金　六百十円
二、同　四百二十一円九十三銭

○準禁治産宣告

●昭和二十六年(家)第一四八九号

本籍長野県松本市大字北深志和泉町千三十六番地、住所長野県松本市城西町四百一番地城西病院内
当事件本人　近藤　常七
明治二十五年十一月十三日生
深志和泉町千三十六番地近藤きよのの申立により右事件本人に対し浪費者と認め昭和二十六年十二月十五日準禁治産を宣告した。
昭和二十七年二月五日
長野家庭裁判所松本支部

○公示催告

●昭和二十七年(ヲ)第一号

東京都千代田区有楽町一丁目九番の二　農林中央金庫
右代表者理事長　湯河元威
鹿児島市山下町一八番地の一　博
右支配人　岡本
別紙目録記載の小切手について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年八月十八日午前十時までに当裁判所に権利の届出をなしその小切手を提出されたい。もし右期日までに右の届出がないときは右小切手の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十日
鹿児島簡易裁判所
裁判官　和田　寛

（別紙）　目　録
一小切手　一通
番号　い〇〇八六四〇号
額面　三千五百万円也
振出の日　昭和二十七年一月四日
振出人　農林中央金庫鹿児島支所支配人　岡本博
宛先　日本銀行鹿児島支店
最後の所持人　農林中央金庫鹿児島支所支配人　岡本博

●昭和二十六年(ヲ)第六五五号

東京都中央区日本橋江戸橋一の五の二　玉塚証券株式会社
右代表取締役　玉塚栄次郎
右代理人　箭柏　卯行
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
一枚の額面　金五十円
発行年月日　昭和十二年一月十日
発行者　株式会社小林百貨店取締役
記番号　い丙第六三五号、同第八三四号
大東紡織株式会社常務取締役太田精太郎
大東紡織株式会社
最終株主　昌栄証券株式会社

●昭和二十六年(家)第一八一号

本籍並びに住所北海道上川郡愛別村字協和四百三十八番地　安藤　栄
上川郡愛別村字協和四百三十八番地、最後の住所北海道上川郡上名寄村字名寄太十五線東五十九番地　不在者　安藤　好夫
明治三十九年六月十一日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから昭和二十七年十月二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年二月二日
旭川家庭裁判所名寄支部
家事審判官　磯江秋仲

○和議手続開始

●和歌山市湊二一五六番地

和議申立人債務者　三忠林産株式会社
右代表取締役　岸本　忠雄
右代理人弁護士　島本　哲郎
右の者に対する昭和二十六年(コ)第二号和議申立事件に付当裁判所は左の通り決定する。
一、債務者三忠林産株式会社に対し和議手続を開始する。
一、管財人　和歌山市和歌浦高松八九番地、弁護士谷口彌一
一、債権届出期日　昭和二十七年三月十日迄
一、債権者集会期日　昭和二十七年三月二十五日午前十時
昭和二十七年二月七日
和歌山地方裁判所破産係

会社その他の公告

組織変更公告

当会社は昭和二十七年二月一日総社員一致に依る総会の決議を以て組織を変更し清田製パン株式会社と為すこと

●昭和二十六年(ヲ)第八七〇号

東京都杉並区上高井戸五の二一一　前田機械製作所こと
一　前田興右衛門
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
一金五万円也約束手形　一通
但
支拂期日　昭和二十六年十月十五日
支拂地　東京都杉並区
支拂場所　東京都中央区株式会社三和銀行東京支店
振出地　東京都杉並区
振出日　昭和二十六年七月六日
振出人　岩崎通信機株式会社副社長吉田孝雄
宛名人　前田機械製作所

●昭和二十六年(ヲ)第八六〇号

東京都板橋区徳丸本町四七四番地
申立人　萩原　卯吉
渡辺糸店こと渡辺繁原
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
横線小切手
記番号　BG第〇五〇二四号
額面金額　金四万五千七百二十円也
振出人　柳宇佐蔵
受取人　渡辺蠟燭芯糸店こと萩原礼吉
発行日　昭和二十六年十二月三日
支拂銀行　富士銀行兜町支店

●昭和二十六年(ヲ)第八六二号

東京都墨田区吾妻橋一の二十一番地　申立人　川北　利雄
右代理人弁護士　高野純二郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
証書　第六の五八号約束手形
金額　三十一万九百二十一円也
振出人　東京都台東区車坂町四番地、東幸紙業株式会社代表取締役渡辺哲夫
振出地　東京都台東区
振出日　昭和二十六年十二月三日
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社協和銀行神田支店
支拂期日　昭和二十七年一月五日
受取人　都紙業株式会社

●昭和二十六年(ヲ)第八六四号

東京都板橋区上板橋町八丁目二四十五番地　申立人　都紙業株式会社
右代表取締役　井口　成士
右代理人弁護士　後藤　助蔵
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
額面金額　拂込金額　一株に付金五十円
株券発行者　株券発行会社長高木武
株券発行年月日　ろ乙昭和二十三年十二月一日、は乙昭和二十四年十月二十五日
最終名義人　川北光雄
最終所持人　同右

●昭和二十六年(ヲ)第八六五号

東京都板橋区上板橋町八丁目二四十五番地　申立人　都紙業株式会社
右代表取締役　井口　成士
右代理人弁護士　後藤　助蔵
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
日本無盡株式会社（商号変更前）株式百株券十枚
（但し商号変更に因る現在の名称株式会社日本相互銀行）
記号及番号　ろ乙自二六一一至二六一五　ろ乙自二八四七至二八五一五枚、
額面金額　計金五万円也
拂込金額　一株に付金五十円
株券発行者　日本無盡株式会社取締役社長高木武
株券発行年月日　ろ乙昭和二十三年十二月一日、は乙昭和二十四年十月二十五日
最終名義人　川北光雄
最終所持人　同右

●昭和二十六年(ヲ)第八六七号

東京都中央区日本橋橋町九番地　申立人　伊藤　斗福
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
日本光学工業株式会社一百株券一枚
記号番号　参新戊第一六九六六号
株券額面　金五千円也
一株の拂込金額　金五十円也（全額拂込）
発行日　昭和十六年十月二十日
発行者　日本光学工業株式会社取締役社長長岡正男
最終名義人　小山壽憲子
最終所持人　伊藤斗福

●昭和二十六年(ヲ)第八六九号

新潟県新潟市上大川前通七番町一二四〇　申立人　飯山　三吉
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
発行年月日　昭和十六年十月二十日
発行者　日本光学工業株式会社取締役社長長岡正男
最終名義人　小山壽憲子
最終所持人　伊藤斗福

●昭和二十六年(ヲ)第八七〇号

申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）
東京都中央区日本橋室町二丁目一番地
神岡鉱業株式会社株式百株券一枚
額面　五千円也
記号番号　乙二八〇八二一号
最終名義人　飯山三吉
発行年月日　昭和二十五年十月十四日

●昭和二十六年(ヲ)第八七〇号

申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）
株式会社小林百貨店百株券三枚
記号及番号　丁ほ第三五七号、丁ほ第三五八号、丁ほ第三五九号
額面金額　各金五千円也
一株の拂込額　金五十円也

●昭和二十七年(ヲ)第一号

新潟市関屋田町三丁目五の五二の二　弘二
右代表者理事長　湯河元威
鹿児島市山下町一八番地の一　博
右支配人　岡本
別紙目録記載の小切手について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年八月十八日午前十時までに当裁判所に権利の届出をなしその小切手を提出されたい。もし右期日までに右の届出がないときは右小切手の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月十日
鹿児島簡易裁判所
裁判官　和田　寛

（別紙）　目　録
一小切手　一通
番号　い〇〇八六四〇号
額面　三千五百万円也
振出の日　昭和二十七年一月四日
振出人　農林中央金庫鹿児島支所支配人　岡本博
宛先　日本銀行鹿児島支店
最後の所持人　農林中央金庫鹿児島支所支配人　岡本博

●昭和二十六年(ヲ)第六五五号

東京都中央区日本橋江戸橋一の五の二　玉塚証券株式会社
右代表取締役　玉塚栄次郎
右代理人　箭柏　卯行
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年八月十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十二月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
一枚の額面　金五十円
発行年月日　昭和十二年一月十日
発行者　株式会社小林百貨店取締役
最終名義人　風間弘二
最終株主　大東紡織株式会社常務取締役太田精太郎

●昭和二十六年(家)第一八一号

本籍並びに住所北海道上川郡愛別村字協和四百三十八番地　安藤　栄
上川郡愛別村字協和四百三十八番地、最後の住所北海道上川郡上名寄村字名寄太十五線東五十九番地　不在者　安藤　好夫
明治三十九年六月十一日生
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから昭和二十七年十月二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされたい。
昭和二十七年二月二日
旭川家庭裁判所名寄支部
家事審判官　磯江秋仲

●和歌山市湊二一五六番地

和議申立人債務者　三忠林産株式会社
右代表取締役　岸本　忠雄
右代理人弁護士　島本　哲郎
右の者に対する昭和二十六年(コ)第二号和議申立事件に付当裁判所は左の通り決定する。
一、債務者三忠林産株式会社に対し和議手続を開始する。
一、管財人　和歌山市和歌浦高松八九番地、弁護士谷口彌一
一、債権届出期日　昭和二十七年三月十日迄
一、債権者集会期日　昭和二十七年三月二十五日午前十時
昭和二十七年二月七日
和歌山地方裁判所破産係

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年一月三十一日社員総会の決議により解散したので当社に対し債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年二月八日
神奈川県中郡大田村沼目二千七十番地　清田製パン有限会社
代表取締役　清田　伊八

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対し債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年二月六日
大阪市西区北堀川町四丁目八番地　大阪石炭運送株式会社
清算人　田　英男

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により解散しました。当会社に対し債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間に申出がないときは清算から除斥せられます。
昭和二十七年二月十二日
札幌市南四條西三丁目十番地
株式会社真木呉服店
清算人　今田　正士

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月二十日の社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月二十五日
下関市大字大和町十二番地
有限会社小川興業所
代表清算人　角能　勝次

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十一月二十六日の臨時株主総会において資本金三百万円を金百万円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年二月十一日
東京都港区芝佐久間町一の五五（和田ビル別館）
日本放送事業株式会社

資本減少公告

当会社は昭和二十七年一月三十一日の株主総会に於て資本金五十万円を金十二万五千円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年一月八日
愛知県丹羽郡布袋町大字小折四千五百六十九番地
中央産業株式会社

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年一月二十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月二十五日
名古屋市中区御幸本町通五丁目十番
万善作業服株式会社
清算人　山田　憲三

合併公告

山口県造船鉄工協同組合、下関鋼造工業協同組合は各々昭和二十七年一月二十五日組合総会の決議により双方合併し新組合を成立することになりました。ついては右に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。
右公告致します。
昭和二十七年一月二十五日
山口県造船鉄工協同組合
下関市大字大和町十六番地
下関鋼造工業協同組合
同所同番地

第7529号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

組織変更公告

当会社は昭和二十七年一月二十五日社員総会に於て総社員の同意を得、その組織を変更し株式会社本田商店とする事に決議致しましたから公告致します。右組織変更に異議あるときは本公告掲載の日より二箇月以内に申出られたい。

東洋一の温泉ホテル
加賀白雲楼
満願温泉
金澤市郊外
駅より自動車三十分
電話金沢③3181.3182

昭和二十七年二月五日
秋田県河辺郡仁井田村仁井田字二ッ屋家後十一番地
代表取締役　本田源太郎
有限会社本田商店

株式併合につき株券提出公告

当会社は昭和二十七年一月三十日の株主総会で額面株式一株の金額五十円十株を額面株式一株の金額五百円一株に併合することを決議しました。当会社の株券を所有される方は此の公告掲載の日から三箇月以内に当会社へ提出して下さい。

昭和二十七年二月十四日
東京都港区芝浜松町二丁目五番地
代表取締役　公文充子
建興電機産業株式会社

決定整理計画変更認可公告

昭和二十四年政令第二九一号に基く決定整理計画変更申請は認可になりましたから公告致します。

昭和二十七年二月十四日
満蒙毛織株式会社
特殊整理人　手塚弘

特殊清算結了公告（第十九号）

左記閉鎖機関の特殊清算に関する決算報告書は昭和二十七年二月四日附を以て大蔵大臣より承認されたのでその特殊清算は結了致しました。

右閉鎖機関令第十九條の四の規定により公告致します。

従つてこれらの機関は法人については特殊清算結了登記の日、その以外のものについては本公告の日を以て消滅致します。

昭和二十七年二月十三日
閉鎖機関整理委員会
委員長　岩坪友至

記

満州マグネシウム株式会社
株式会社満州映画協会
水産物輸入協会
日本コンクリート管工業協議会
滋賀県繊維製品株式会社
全国土建工事業組合連合会
鋼板放熱器協議会
日本乾電池工業統制組合
日本綱網工業協同組合
日本繊維雑品配給統制組合
全国中等学校服工業協同組合連合会
西安炭鉱株式会社
南国企業株式会社
社団法人日本瓦斯工業会
鹿児島県酒造組合連合会
日本土木機械工業会
日本金属学用品工業協同組合
日本港運業会
セルロイド生地工業会
全国被服工業協同組合連合会
産業車輛工業会

第五十五期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方（資産の部）

土地及建造物	三、六九七、七九五・八九
機械用具	五、〇六五、九〇六・〇〇
什器	一五四、〇八〇・〇〇
洋樽	二三六、九九〇・〇〇
未経過勘定	二九八、七一一・〇〇
仮拂金	四八五、三三六・四四
契約保証金	五、〇〇〇・〇〇
売掛金	一四、七六一、二九五・〇九
原料品	一、八二六、七四五・四八
燃料	一五、八三九・〇〇
包装材料	四、七一二、三六二・二四
有価証券	二三四、二三五・〇〇
受取手形	四二、八七八、八三三・七五
預り酒税	二八、〇七三、六五七・五六
借入金	九、七一三、六七〇・〇〇
掛買金	一、九七五、三四一・〇九
未拂金	六、四五〇、一九八・九二
支拂手形	一九、〇五四、九〇九・三〇
割引手形	三四、六六九、五一三・九一
諸税当引金	一四三、六二七・〇〇
前期繰越純益金	一、九八二、二三〇・七五
当期損失金	五九三、〇六八・一九
合計	一〇八、五四一、三七七・三五

貸方（負担の部）

振替貯金	一、七一二・五四
銀行勘定	一七、八四四、九七一・二〇
現金	五五、八五四・八〇
在庫製品	一六、二八五、七〇八・九二
合計	一〇八、五四一、三七七・三五
株金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	七〇〇、〇〇〇・〇〇
準備積立金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
従業員退職手当基金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
資産再評価積立金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
仮受金	六八五、一六〇・六三

第二十五期決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

資産の部

固定資産	四、二五三、三七六・五七
棚卸資産	一、〇八九、五九六・〇〇
権利勘定	二、二七六、五六二・〇二
預金及現金	二、四五一、七三九・〇三
仮拂金	八一、六八五・九〇
前期繰越金	二、〇〇三、七六四・四二
当期損失金	四六五、二一二・三六
合計	一二、六二一、九三六・三〇

法学の折れない
★他にロングプラテン型（18吋）
納入先→人事院・特別調達庁
大蔵省・建設省
郵政省・労働省
電気通信省・東京都庁
国家警察予備隊　其他
マツダ
マツダ和文タイプライター
製造元　東京電気器具株式会社（東芝第二会社）
東京営業所　東京都千代田区旭町7電神田（25）3629

負債の部

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	七一、三四九・〇〇
債務勘定	二一、三八〇、七四五・三〇
仮受金	一六九、八四二・〇〇
合計	一二、六二一、九三六・三〇

大阪市北区小松原町二七
阪急園芸株式会社

財産売却決定公告（東京都の分）

第三一一回解散団体財産売却の物件・価格・買受人は次のとおりである。

(イ)土地六五坪五・十四万五千円
新宿区市ヶ谷左内町　藤島十郎

(ロ)土地四三坪七・十万四千円
新宿区市ヶ谷左内町　辻田正巳

(ハ)土地四八坪〇二・十一万円
新宿区市ヶ谷左内町　伊沢紀

(ニ)土地四二坪〇九・九万八千円
新宿区市ヶ谷左内町　安井辰雄

(ホ)土地五三坪八一・十二万七千円
新宿区市ヶ谷左内町　南沢鶴三

(ヘ)土地六六坪一・十七万七千円
新宿区市ヶ谷左内町　有川徳雄

(チ)(リ)建物（敷地を含む）二棟七一坪二五・五十一万円
新宿区市ヶ谷加賀町　吉松恭子

財産売却決定公告（島根県の分）

第三一二回解散団体財産売却の物件・価格・買受人は次のとおりである。

(イ)建物三棟七九坪五・四千円
仁多郡八川村　日森久樹

財産売却決定公告（東京都の分）

第三一三回解散団体財産売却の物件・価格・買受人は次のとおりである。

(イ)建物（敷地を含む）一棟一四六坪七五・一百三十六万七千七百円
杉並区三谷町　石田豊太郎

(ロ)建物（敷地を含む）一棟一四坪・十六万円・新宿区原町　松井健三郎

(ハ)建物（敷地を含む）一棟二四坪九一・二十万五千円・新宿区原町　佐藤武

(ニ)(ホ)土地一六九坪六七五・六十八万千円・豊島区巣鴨　大沢辰己

財産売却決定公告（福岡県の分）

第三一五回解散団体財産売却の物件・価格・買受人は次のとおりである。

(イ)土地五坪七五・一万五千二百円
八幡市黒崎町　谷岡アサエ

(ロ)土地一四坪四四・三万四千八百円
八幡市黒崎町　深堀勝公

(ハ)土地四坪八二・一万三千百円
八幡市黒崎町　谷岡清光

財産売却決定公告（東京都の分）

第三一七回解散団体財産売却の物件・価格・買受人は次のとおりである。

(イ)建物（敷地を含む）三棟一〇四坪三六五・安楽椅子他一六種・三百十一万円・目黒区下目黒　矢辺昌雄

(ロ)建物（敷地を含む）一棟五二坪・十八万円・北区稲付西町　朴龍雲

(ハ)土地二一三坪三四・三十一万二千二百二十五円
立川市富士見町　小俣好行

解散団体財産売却理事会

定価　一ヶ月　一百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　入ポイント一行　十七字詰　百円　千五百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　広告料　広告　入ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)三一一五番　振替東京一九〇〇〇　官報課
印刷庁

昭27.2.14.

官報

号外（第八号）

総理府公告

○公職資格訴願審査結果公告

第二号

昭和二十七年二月十四日

内閣官房長官　保利　茂

この表は内閣総理大臣が昭和二十六年法律第二百六十八号により公職資格訴願審査会の審査の結果に基いて覚書該当者としての指定を解除した者の氏名である。

○二月十四日解除の分（二四〇名）

氏名	該当事由	住所
相原　牧雄	憲兵准尉	広島
相沢　誠	〃	山口
秋元　松若	陸軍（主）少将	富山
秋山　銀一	〃	東京
秋田　武	憲兵准尉	愛媛
天晶　恵	陸軍中将	東京
安藤　快平	陸軍（医）中将	東京
荒木　貞亮	海軍少将	神奈川
朝隈　彦吉	海軍中将	東京
坂西　平八	陸軍少将	東京
出洲　巽	陸軍（技）少将	東京
藤田　正路	海軍大佐	東京
深田　貫一	海軍（医）少将	神奈川
福田　二郎	憲兵准尉	京都
古川　四郎	海軍中将	愛知
伏島　忠雄	海軍（医）中将	千葉
浜本喜三郎	陸軍中将	東京
長谷部鶴三郎	海軍（技）少将	神奈川
長谷川直敏	陸軍中将	東京
橋本　文吉	憲兵准尉	東京都
橋本　清吉	翼賛県支部長、警保局長、武徳会支部長	東京
林（旧姓藤田）伝次	海軍少将	山口
林田　恒雄	海軍少将	東京
日高　茂	憲兵准尉	宮崎
平野　喜一	〃	富山
久武　戒三	海軍（主）中将	神奈川
太間　貞次	陸軍少将	兵庫
堀之内　直	〃	鹿児島
飯田　久恒	海軍中将	東京
今田以武生	海軍（医）中将	山口
井上　乙彦	陸軍少将	東京
井上　繁松	海軍中将	東京
石橋　正人	陸軍少将	東京
石川登喜治	海軍（技）中将	福岡
石津　房熊	憲兵准尉	山口
磯井　史郎	陸軍少将	宮城
板津　直純	〃	東京
岩田　憲一	憲兵准尉	香川
神保　勉一	海軍中将	広島
鎌田　武彦	陸軍少将	東京
兼田　市郎	海軍中将	東京
兼坂　隆	〃	東京
加藤　銀治	憲兵准尉、郷軍分会長	秋田
加藤　貞夫	憲兵准尉	東京
加藤　辰伊	〃	熊本
河田四十一	陸軍中将	東京
木村　静一	〃	東京
吉良　俊一	海軍中将	神奈川
小日山直登	翼賛政治体制協議会構成員、満鉄総裁	東京
小池　秋好	憲兵准尉	愛媛
近藤　市朗	海軍（技）少将	東京
近藤　高敏	陸軍中将、国防機械化協会理事	香川
小須田勝造	憲兵准尉	東京
香西　重雄	陸軍中将	香川
倉賀野　明	海軍少将	東京
経塚桑之助	憲兵曹長	愛媛
丸野　勝喜	陸軍少将	福井
外田喜志男	憲兵准尉	高知
増井敬次郎	海軍中将	神奈川
松原　茂平	陸軍（獣）少将	東京
松本七太郎	憲兵准尉	東京
松本侯文雄	陸軍（法）中将、瑞穂クラブ理事等、産業報国会理事	福岡
松本　勇平	憲兵准尉	東京
松野　省三	海軍少将	神奈川
峯　孝松	陸軍中将	東京
三浦　治八	憲兵准尉	山口
三宅　幹夫	陸軍（医）少将	東京
水町　竹三	陸軍少将	山口
持永　浅治	〃	東京
茂木　知二	海軍（主）中将	茨城
森田　宜	陸軍中将	神奈川
村上　英徳	憲兵准尉	静岡
村上　啓作	陸軍中将	島根
村上　義正	陸軍少将	東京
虫本　忠良	憲兵准尉	山口
茗荷　秀雄	海軍中将	東京
永持　源次	陸軍中将、日本製鉄常務	東京
長崎　守一	陸軍少将	東京
長山　正毅	〃	東京
名古屋十郎	海軍少将	神奈川
中林　留楠	憲兵准尉	和歌山
中江喜次郎	陸軍少将	東京
中川　茂雄	〃	愛知
中井　武三	〃、武徳会中央本部理事	東京
中島　寅彦	海軍中将	神奈川
中木村国蔵	陸軍少将	東京
中村　大三	陸軍（主）少将	東京
中村　古	陸軍少将	東京
中村　一夫	海軍少将	東京
中村　直蔵	陸軍少将	兵庫
中村　音吉	陸軍中将	東京
中山　森彦	陸軍少将	福岡
並木考吉郎	憲兵准尉	神奈川
南部　忠蔵	海軍（主）少将	東京
南里　俊秀	海軍少将	東京
奈良　武次	陸軍大将	東京
二瓶　貞夫	陸軍（主）少将	東京
二階堂文六	憲兵准尉	福島
西村　弁	陸軍少将	東京
野田　久吉	陸軍中将	東京
野口　有方	憲兵准尉	東京
野中　茂利	〃	愛媛
野々村義一	陸軍少将	岐阜
沼川　佐吉	〃	東京
越智　幸美	陸軍少将、翼賛支部長	愛媛
織田　三郎	憲兵准尉	青森
大戸　房松	陸軍少将	宮崎
大平　文夫	〃	香川
岡　碩人	陸軍少将	東京
岡部　繁雄	憲兵准尉	山口
岡本　信三	陸軍少将	東京
岡崎　康一	陸軍（主）少将	香川
岡内　正	憲兵准尉	東京
大木　春一	憲兵准尉	山口
奥田　為熊	陸軍少将	山口
大前　敏一	海軍大佐	東京
大森　勇造	憲兵准尉	富山
大村幹太郎	陸軍少将	石川
鬼無　巽	憲兵准尉	香川
大野　寛	海軍中将	神奈川
大島　敬三	陸軍（医）少将	兵庫
大島陸太郎	陸軍少将	東京
大谷　新作	憲兵准尉	富山
小副川敬治	海軍少将	神奈川
佐田　健一	〃	神奈川
斎藤　樹	台湾総務長官等、台湾南方協会々長	東京
坂野　常喜	海軍中将	東京
桜井　正信	陸軍少将	東京
桜井　忠温	〃	高知
三宮　寛	憲兵准尉	東京
佐々木秀賢	陸軍少将	東京
佐々木達治郎	憲兵伍長	滋賀
笹本菊太郎	陸軍中将	東京
佐竹　久	憲兵准尉	東京
佐藤　栄治	〃	秋田
佐藤　信	陸軍中将	千葉
佐藤正三郎	陸軍少将、翼壮区団長	愛媛
佐藤　直	〃	東京
沢木　元雄	陸軍少将	東京
千藤三千造	海軍（技）少将	神奈川
芦沢　正人	海軍（主）少将	東京
瀬戸口鶴太郎	陸軍少将	東京
島田　良一	〃	東京
島津　忠重	海軍少将	東京
清水　正人	憲兵准尉	山口
下枝金之輔	陸軍少将	広島
下村　勝美	海軍中将	東京
下重長四郎	陸軍少将	東京
篠田太郎八	海軍少将	神奈川
篠原　恒介	憲兵准尉	宮城
白石　伝助	陸軍少将	東京
白川　為正	憲兵准尉	愛媛
宍戸　好信	海軍中将	東京
生田　重勝	陸軍少将	福井
十河　義則	憲兵准尉	高知
尾高　亀蔵	陸軍中将	佐賀
杉本　修	海軍少将、扶桑金属工業常務	大阪
杉浦　辰雄	陸軍中将	神奈川
住谷　悌泰	陸軍少将	茨城
砂川　泰	〃	東京
鈴木千万人	憲兵准尉	北海道
鈴木　春松	陸軍中将	東京
鈴木　久	海軍（主）少将	東京
鈴木　嘉助	海軍少将	東京
鈴木　利一	陸軍大佐	富山
鈴木　敏行	陸軍少将	東京
鈴村　吉一	陸軍中将	東京
多田　礼吉	〃、翼賛本部総務	神奈川
田尻　昌次	陸軍中将	神奈川
高田　亀男	憲兵准尉	愛媛
高木　友助	陸軍中将	東京
高木　茂	陸軍少将	京都
高橋　宗二	憲兵准尉	香川
高橋　円平	〃	東京
高橋　重三	陸軍少将	東京
高橋　貞夫	陸軍中将	東京
高橋　寅雄	憲兵准尉	埼玉
高橋　常吉	陸軍少将	大分
高関　俊雄	〃	東京
高城　荘吉	〃	東京
高須賀弘信	陸軍（主）少将	東京
高屋　庸彦	〃	静岡
武井　大助	海軍（主）少将、安田銀行社長	東京
武内　文次	陸軍（医）少将	東京
竹内　重利	海軍中将	大分
為本　博篤	海軍（主）中将	東京
田村　幸夫	憲兵准尉	東京
田中　文一	陸軍少将	和歌山
田中　清一	陸軍（主）少将	東京
田中　卓蔵	憲兵准尉	香川
田中　達夫	陸軍少将、瑞穂クラブ理事	東京
谷端　義一	陸軍（主）少将	東京
谷口元治郎	陸軍中将	千葉
谷　直	陸軍少将	千葉
立石益太郎	陸軍少将	福岡
友成佐市郎	海軍少将	神奈川
戸塚武比古	海軍（技）少将	東京
豊島時正	憲兵准尉	香川
坪井善明	陸軍少将	東京
辻　邦助	〃	山梨
塚越　富則	陸軍中将、中華航空副総裁	東京
津村　秀夫	憲兵准尉	香川
都築　伊七	陸軍（獣）少将	東京
上田　寿	海軍少将	神奈川
上田　貞男	陸軍（主）少将	東京
上田　義光	憲兵准尉	愛媛
上村　利達	〃	東京
上野勘一郎	陸軍中将	熊本
宇治田昇造	陸軍少将	東京
牛島　貞雄	〃	東京
臼井　国	海軍中将	鹿児島
渦川　正義	陸軍（主）中将	東京
鷲津　鉱平	憲兵准尉	大阪
和田　新作	陸軍中将	東京
渡辺　桂太郎	憲兵准尉	愛知
渡辺　行三	陸軍（主）少将	東京
矢田幸次郎	憲兵准尉	愛媛
矢島　昌良	陸軍（法）少将	岐阜
山田幸五郎	海軍（技）少将	東京
山田鉄二郎	陸軍中将	東京
山口　清七	海軍少将	東京

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

号外

法務府公告

○押收物還付公告

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

根室区検察庁

○昭和二十四年領第二七二号（氏名不詳北海道漁業規則違反事件）

一、鮭　海産物取締規則　一　五百円

○同領第二八三号（同）

一、鮭　海産物　一　五百円

○同領第二八四号（同）

一、鮭　海産物　一　五百円

○同領第二八五号（同）

一、鮭　海産物　一　五百円

○同領第二八六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二八七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二八八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二八九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九四号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九五号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第二九九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇四号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇五号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三〇九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一四号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一五号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三一九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二四号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二五号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三二九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三四号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三五号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三三九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四四号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四五号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三四九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五四号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五五号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三五九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六四号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六五号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六六号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六七号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六八号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三六九号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三七〇号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三七一号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三七二号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三七三号（同）

一、米　海産物　一　五百円

○同領第三七四号（川畑ハル同）

一、同　三千二十円

○同領第三七五号（千代谷チイ同）

一、同　二十円

○同領第三七六号（岡野清一同）

一、同　二十円

○同領第三七七号（浜田清一郎同）

一、同　二十円

○同領第三七八号（清野弁吉同）

一、同　二十五円

○同領第三七九号（木村幸神同）

一、米　千百十七円

○同領第三八〇号（佐藤一同）

一、米　三千三百十九円

○同領第三八一号（村田キク同）

一、米　四百九十二円

○同領第三八二号（牛桐元吉同）

一、同　七百三十九円

○同領第三八三号（塚本政治同）

一、米　千九百二十六円

○同領第三八四号（表常吉窃盗誣告被疑事件）

一、役場発公書　一枚

○同領第三八五号（佐々木万次郎食糧管理法違反事件）

一、米　千百二十円

○同領第三八六号（田中春三同）

一、米　三千三百二十二円

○同領第三八七号（村田清一郎同）

一、米　千代谷チイ同

○同領第三八八号（岡野清一同）

一、同　二十円

○同領第三八九号（浜田清一郎同）

一、同　二十円

○同領第三八九号（清野弁吉同）

一、同　二十五円

○同領第三八九号（木村幸神同）

一、米　千百十七円

○同領第三八九号（佐藤一同）

一、米　三千三百十九円

○同領第三八九号（村田キク同）

一、米　四百九十二円

○同領第三八九号（牛桐元吉同）

一、同　七百三十九円

○同領第三八九

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　館山区検察庁

○昭和二十三年押第一一六号（岩崎光臨時物資需給調整法違反被疑事件）
一、売上原簿　一冊
二、営業台帳　一冊
○昭和二十四年押第六六号（鈴木益夫窃盗未遂被告事件）
一、古国紡色戦闘帽　一個
二、背負梯子　一個
○同押第一三五号（角田栄外二名賭博被告事件）
一、古毛布　一枚
二、古木綿白布　一枚
○同押第二四〇号（北沢佐吉外三名窃盗被告事件）
一、トランク　一個
二、竹製籠　一個
三、風呂敷　一枚
四、布片　二枚
○同押第三〇一号（小栗治一郎同）
一、婦人用海水着　一着
○昭和二十五年押第二八〇号（粕谷武雄同）
一、南京袋　三枚
○同押第二九〇号（川名勝巳同）
一、子供ズボン　一本
二、子供バンツ　一枚
○昭和二十六年押第一三号（高橋重太郎窃盗被疑事件）
一、中古自転車　一台
○同押第一二九号（金鶴鳳食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　三千六百九十円十七銭
○同押第一三〇号（李東春食糧管理法違反被告事件）
一、南京袋　十枚
○同押第二四三号（掛谷次郎横領被疑事件）
一、荷物発送委任書類　一枚
二、八月九日附書翰　二枚
三、八月四日附書翰　一枚
四、八月一日附委任状　一枚
五、八月十八日附荷発送控　二枚
○同押第二五三号（小浜ハナ外一名窃盗、詐欺被告事件）
一、木綿軍手　一組
二、南京袋　一枚
○同押第二五五号（小沢太一窃盗被告事件）
一、古自転車　一台
○同押第二五六号（高島弥太郎同）
一、二・六粍裸銅線　二貫八百五十六匁
○同押第二七二号（李暖和食糧管理法違反被疑事件）
一、ハトロン紙製袋　一枚
二、換価金　三百十七円
○同押第二八四号（古川弥太郎傷害被疑事件）
一、ピン　四本
○同押第二八六号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百四十二円三十六銭
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
四、換価金　八百十五円九十七銭
五、風呂敷　一枚
六、紙袋　一枚
七、換価金　八百十円
八、風呂敷　一枚
九、紙袋　一枚
十、換価金　七百五十二円三十一銭
十一、風呂敷　一枚
十二、紙袋　一枚
十三、換価金　九百八十三円七十九銭
十四、風呂敷　一枚
十五、紙袋　一枚
十六、布片　三枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　篠山区検察庁

○昭和二十六年領第五四五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一万二千三百六十二円
○同領第五五八号（同）
一、同　四千八百八十七円
○同領第五六一号（同）
一、同　二千二百十三円
○同領第五六八号（同）
一、同　一万三千五百六十三円
○同領第五七六号（同）
一、同　一万九千五百十三円
○同領第五七七号（同）
一、同　九万七千六百八十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　八重区検察庁

○昭和二十六年領第一二五号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一枚
二、紙袋　一枚
○同領第一二六号（同）
一、セメント袋　一枚
二、布袋　二枚
○同領第一二七号（同）
一、布袋　一枚
二、風呂敷　一枚
○同領第一二八号（同）
一、風呂敷　二枚
二、布袋　二枚
○同領第一二九号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布袋　一枚
○同領第一三〇号（同）
一、風呂敷　二枚
二、布袋　一枚
○同領第一三一号（同）
一、一斗かん　一個
○同領第一三二号（同）
一、風呂敷　一枚
二、袋　一枚
○同領第一三三号（同）
一、一斗かん　一個
二、布袋　一枚
○同領第一三四号（同）
一、風呂敷　一枚
二、袋　一枚
○同保第九二号（同）
一、換価金　一千百八十三円
○同保第九三号（同）
一、同　四百五十六円
○同保第九四号（同）
一、同　七百九十六円
○同保第九五号（同）
一、同　五百四十八円
○同保第九六号（同）
一、同　四百十四円
○同保第九七号（同）
一、同　七百六十二円
○同保第九八号（同）
一、同　四百六十二円
○同保第九九号（同）
一、同　四百六十二円
○同保第一〇〇号（同）
一、同　六百六十五円
○同保第一〇一号（同）
一、同　七百十三円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　名寄区検察庁

○昭和二十六年領第一五三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、粳精米　換価金　千五百九十六円
二、御用籠　一個
三、風呂敷　一枚
四、布袋　一枚
○同第一五四号（同）
一、粳精米　換価金　千八十三円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
四、麻縄　一本
○同第一五五号（同）
一、粳精米　換価金　千二百八十三円
二、袋　一枚
○同第一五六号（同）
一、粳精米　換価金　千二百五十四円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同第一五七号（同）
一、粳精米　換価金　千二百二十六円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同第一五八号（同）
一、粳精米　換価金　八百八十四円
二、風呂敷　一枚
三、背負帯　一本
○同第一五九号（同）
一、粳精米　換価金　千五百三十九円
二、御用籠　一個
三、布袋　一枚
四、魚籠　一個
○同第一六〇号（同）
一、粳精米　換価金　千七百九十六円
二、御用籠　一個
三、布袋　一枚
○同第一六一号（同）
一、粳精米　換価金　千百六十九円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同第一六二号（同）
一、精米　換価金　千二百二十六円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同第一六三号（同）
一、粳精米　換価金　千百六十九円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同第一六四号（同）
一、粳精米　換価金　八百九十九円
三、布袋　一枚
○同第一六五号（同）
一、粳精米　換価金　千六百二十五円
二、リュックサック　一個
三、布袋　一枚
○同第一六六号（同）
一、粳精米　換価金　千百九十七円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
四、弁当箱　三個
○同第一六七号（同）
一、粳精米　換価金　八百八十四円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同第一六八号（同）
一、粳精米　換価金　千七百十円
二、リュックサック　一個
三、袋　四枚
四、ズボン（モンペ）　一枚
五、弁当箱　一個
六、手拭　一枚
○同第一〇〇号（同）
一、粳精米　換価金　二千六百五十九円
○同第一〇六号（同）
一、同　二千百八十五円四銭
二、トタン製容器　二個　換価金　五円
三、竹籠　二個　百円
○昭和二十三年領第六四号（長谷川菜食糧管理法違反事件）
一、粳精米　換価金　千二百五十八円三十七銭

仙台地方検察庁大河原支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第五一号（根本源三外一名窃盗等事件）
一、中古シャツ　一枚
二、帯芯　一本
三、紺色上衣　一着
四、鍋　一個
○同領第五二号（同）
一、ズボン　一着
二、詰襟上衣　一着
三、乗馬ズボン　一着
四、革バンド　一本
五、手拭　一枚
六、キセル　一本

大河原区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第四〇八号（井上清食糧管理法違反事件）
一、米等　換価金　一万四千三百四十四円十五銭
○同領第四二一号（金三益外一名酒税法違反事件）
一、四斗桶等　換価金　百円
○同領第五八二号（星野金次窃盗事件）
一、中古自転車　一台
○同領第六〇七号（佐藤よし食糧管理法違反事件）
一、米等　換価金　千九百六円
○同領第六三四号（被疑者不明同）
一、同　一万六千四百八十八円
○同領第六五三号（同）
一、同　二千三百三十五円
○同領第六五四号（同）
一、同　千六百三十八円
○同領第六六七号（同）
一、同　千五百八十八円
○同領第六七三号（同）
一、同　千三百十円